

建設工事の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務取扱要領

平成27年6月25日制定

令和3年10月29日改正

(目的)

第1 この要領は、鳥取市が発注する建設工事の予定価格に係る積算内訳の公表（以下「公表」という。）に関する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、積算内訳とは、表紙、総括情報表、内訳書及び工種明細表（建築及び設備に係る工事にあつては、表紙、科目、中科目及び細目）をいう。

(公表の対象工事)

第2 公表の対象とする工事は、競争入札及び随意契約により発注する予定価格が 250万円（税抜き）以上のものとする。

(公表の内容)

第3 公表する内容は、予定価格の作成に用いた、工事区分、工種及び種別ごと（建築、設備に係る工事にあつては種目、科目ごと。）の数量、金額等を明示する積算内訳（建築、設備に係る工事にあつては、共通費は合計額とし、参考数量を除く。）とする。ただし、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）で非開示事項に該当するものは除く。

(公表の時期及び期間)

第4 公表は、契約締結後速やかに行うものとする。

2 公表の期間は、契約締結の日から1年間とする。

(公表の場所)

第5 公表については、検査契約課において行うものとする。ただし、発注担当課で発注する工事の場合は、その担当課において公表するものとする。

(公表の方法等)

第6 公表の方法については、公表する内容を記した積算内訳を前項に定める場所において閲覧に供するものとする。

2 閲覧することができる者は、本市の建設工事等の入札参加資格を有する者とし、閲覧場所に別紙様式の閲覧名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等を記入させるものとする。

3 写しの交付は行わないものとし、公表された内容に関する問合せには、応じない。

附 則

この要領は、平成27年8月1日以降において入札及び見積を行なう工事から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 1 月 1 日以降において入札及び見積を行なう工事から施行する。

